

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 6月28日
【会社名】	シダックス株式会社
【英訳名】	SHiDAX CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 志太 勤一
【本店の所在の場所】	東京都調布市調布ケ丘三丁目 6 番地 3 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記の場所で行って おります。)
【電話番号】	03 (5784) 8881 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画本部長 山本 大介
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神南一丁目12番10号
【電話番号】	03 (5784) 8881 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画本部長 山本 大介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成30年6月28日開催の当社第17回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本準備金の額の減少の件

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少させ、その他資本剰余金を増加させることにより、配当原資（分配可能額）の準備その他今後の柔軟かつ機動的な資本政策に備えるものであります。

減少する資本準備金の額

資本準備金 4,686,465,943円のうち4,075,000,000円

資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

平成30年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

事業会社の事業内容の明確化を図り、今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。また、今後の機動的な資本政策に備えることを目的として、新たな種類の株式としてA種種類株式を発行することを可能とする規定を新設し、その他所要の変更を行うものであります。

第3号議案 第三者割当による優先株式発行の件

第三者割当による優先株式を発行するものであります。

第4号議案 取締役7名選任の件

取締役として、志太 勤一、志太 勤、竹下 俊二、関口 昌太郎、山本 大介、森下 哲好及び川井 真を選任するものであります。

第5号議案 監査役2名選任の件

監査役として、祝迫 修及び北本 幸仁を選任するものであります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、風間 眞一を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 資本準備金の額の減少の件	213,157	1,694	0	(注)1	可決(99.21%)
第2号議案 定款一部変更の件	212,514	2,337	0	(注)2	可決(98.91%)
第3号議案 第三者割当による優先株式発行の件	212,299	2,547	0	(注)2	可決(98.81%)
第4号議案 取締役7名選任の件					
志太 勤一	207,454	7,397	0	(注)3	可決(96.56%)
志太 勤	210,178	4,673	0		可決(97.83%)
竹下 俊二	212,023	2,828	0		可決(98.68%)
関口 昌太朗	211,909	2,942	0		可決(98.63%)
山本 大介	211,936	2,915	0		可決(98.64%)
森下 哲好	212,636	2,215	0		可決(98.97%)
川井 真	211,911	2,940	0		可決(98.63%)
第5号議案 監査役2名選任の件					
祝迫 修	211,525	3,326	0	(注)3	可決(98.45%)
北本 幸仁	212,811	2,040	0		可決(99.05%)
第6号議案 補欠監査役1名選任の件					
風間 眞一	211,319	3,532	0	(注)3	可決(98.36%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上